

水道事業からのお知らせ

緊急断水にご注意

水道メーターの交換にご協力を

水道課では、計量法に基づき検定を受けた用か
ら8年以内に水道メーターを新しいものと交換し
てもらいます。

該当する家庭には、事前に「水道メーター交
換のお知らせ」を郵送し、水道課から委託を受け
た行田市水道工事業協同組合に加盟する工事店が
交換に伺います。

作業中は一時的に水が使えなくなりますので、
ご協力ををお願いします。

水道使用の開始・中止は必ずご連絡を

手続きが可能です。ご利用の際の詳細については左
記の行田市ホームページをご覧ください。
<http://www.city.gyoda.lg.jp/11/05/11/densisensei.html>

水道メーターの検針にご協力を

検針員が2ヶ月に一度、水道メーターの検針に
伺います。

水道メーターの検針は、お客様がご使用になつ
た水量を正確に計量し、水道料金を計算する大切
な作業です。検針を正確
に効率よく行えるよう
ご協力ををお願いします。

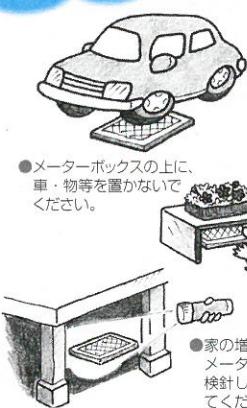


また、インターネットによる電子申請をご利用
いただきますと、原則24時間365日いつでも手

- (1)新たに水道の使用を開始するときは、使用する
場所の住所（アパート・マンション名、部屋番
号）、使用開始日、使用者氏名、連絡先の電話
番号をご連絡ください。
- (2)転居などで水道の使用を中止するときは、住所、
氏名、お客様番号、使用中止日、転居先住所、
連絡先の電話番号をご連絡ください。
- (3)開始・中止の受付は、水道課窓口、もしくは、
電話ででもあります。

水道課では、計量法に基づき検定を受けた用か
ら8年以内に水道メーターを新しいものと交換し
てもらいます。

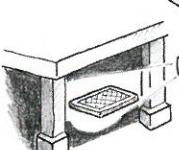
こんなときは
困ってしまいます



●メーターBOXの上に、
車・物等を置かないで
ください。



●動物は、出入口やメーター
BOXから離れた所につないでください。



●家の増・改築などの際には、
メーターボックスを屋外の
検針しやすい場所に移設し
てください。
なお、工事は指定工事業者
へご依頼ください。



●メーターBOXの中は、
ときどき、そうじしておき
ましょう。

A Q 白い水がでる
水道管の中に入っている空気が無数の小さな
泡になったためと考えられます。

しばしばそのまま放置しますと泡が消えて澄
んだきれいな水になります。

そのまま使用していただいてもやさしつかえ
りません。
回観・広報などでお知らせするだけでなく漏水修
繕工事などで緊急に断水する事がありますの
で、ご理解・ご協力ををお願いします。
なお、水の使い始めには、水が逆流する場合があ
りますので十分に気をつけご使用ください。

A Q 水がにじる
建物内の老朽化した水道管内の鉄サビなどが
原因で水がにじることがあります。

また、消防活動などで多量の水を使ったとき、
水道工事や断水により、水道管を流れる水
の速さや方向が変化し水がにじることがあ
ります。

このよつときは、こまめに水を流し、澄ん
でから飲用などにご使用ください。